

あらかわ区報のアプリ配信を始めました



あらかわ区報をスマートフォンやタブレット向けの無料アプリ「i広報紙」で配信します。 **問合せ** 広報課 ☎内線2132

▲「i広報紙」のアイコン

主な機能

- 「あらかわ区報」が発行されるとお知らせが届きます
- ページめくり、拡大・縮小等が簡単にできます
- 記事を切りぬいて画面メモに保存できます
- 区の公式ホームページの最新情報が届きます
- 他の自治体が発行する広報紙の配信も受けられます



「i広報紙」の画面

ダウンロード方法

Google play、App Storeから無料でダウンロードできます
 ※「i広報紙」で検索するか、右図のバーコードを読み取って接続してください
 ※通信料は本人負担となります



※アプリの不具合や機能についてのお問い合わせは、「i広報紙」を運営する株式会社ホープ(☎092(716)1404)へ
 ※アプリの画面には運営者が制作する広告が表示されますが、区は広告の内容について一切責任を負いません

日暮里公園永久水利施設の完成披露と活用訓練

日時 4月17日(日) 午前10時～11時30分

会場 日暮里公園・第三日暮里小学校

日暮里公園に整備した永久水利施設の完成披露式典と、火災の発生を想定して、施設を活用した訓練を行います。

訓練では荒川消防団の指導のもと地域住民や中学校防災部が中心となって、可搬ポンプ等の資機材を使い、消火用水を約700m先まで送ります。



荒川公園の永久水利施設を活用した消防訓練の様子(平成27年7月)

日暮里公園永久水利施設について

区では、首都直下地震が発生した際の火災と上水道の断水に備え、河川水・地下水等を消火用水として活用する永久水利施設の整備を進めています。日暮里公園の施設は区内で5か所目の永久水利施設です(写真右)。地下200mから地下水を取水する深井戸で、自家発電機を設けているため、停電時も継続して取水できます。



問合せ ▶永久水利施設について…防災街づくり推進課 ☎内線2821 ▶防災訓練について…防災課 ☎内線418



ご存じですか 国民年金保険の制度



申請・相談・問合せ
 国保年金課(区役所1階)
 ☎内線2411

こんなときは届け出を

- ▶20歳になったとき
 - ▶第1号被保険者(自営業者とその配偶者、学生の方等)が、荒川区に転入したとき
 - ▶第2号被保険者(厚生年金保険に加入している)が、60歳になる前に退職したとき
 - ▶第2号被保険者に扶養されている配偶者が、収入増・離婚・配偶者の退職等で、扶養から外れたとき
- ※各区民事務所でも届け出を受け付けています

学生は学生納付特例が申請できます

学生で前年の所得が一定額以下の方は、親の収入に関わらず、保険料納付を猶予される特例制度を利用できます。
 ※平成27年度以前に在学していた方は、過年度の学生納付特例申請ができる場合がありますので、ご相談ください

障がいのある方が20歳になった時は障害基礎年金の手続きを

20歳になる前に初診日があり、その病気やけがにより20歳になった時に一定程度の障がい状態にある場合、または、20歳になる日から65歳になる日の前々日までに一定の障がい状態に至った場合は、それぞれ請求することにより、障害基礎年金を受けられることがあります。

後期高齢者医療制度 平成28年度保険料のお知らせ

問合せ ▶制度に関すること…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519
 ※IP電話・PHSの方は☎03(3222)4496 ※(土・日・祝)を除く午前9時～午後5時
 ▶個別の相談等…国保年金課 ☎内線2391

平成28年度の後期高齢者医療保険料決定通知書は、7月中旬に送付します。

平成28年度保険料(年額)の決め方

保険料 (限度額57万円) 均等割額 被保険者一人当たり4万2400円 + 所得割額 賦課のもととなる所得金額×所得割率9.07%
--

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)

保険料軽減措置について

所得に応じて保険料の軽減があります。軽減を受けるためには確定申告等、所得の申告等が必要です。平成27年中の収入について申告をしていない方(平成27年中所得がなかった方を含む)は、所得の申告をしてください。申告をしていないと軽減の対象となりません。

●均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者全員の所得の合計額が、基準に該当する場合は、**下表**の軽減が適用されます。

総所得金額などの合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(26万5000円×被保険者の人数)以下	5割
33万円+(48万円×被保険者の人数)以下	2割

※65歳以上(平成28年1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します

●所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を**下表**のとおり軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下*	100%
20万円以下*	75%
58万円以下	50%

*東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

●被扶養者だった方の保険料

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、所得割がかからず、均等割額が9割軽減されます。